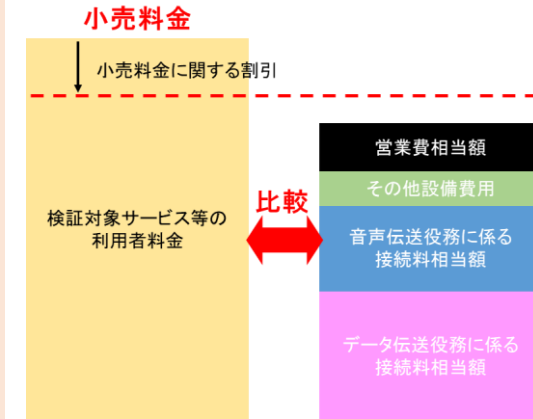


移動通信分野における スタックテストに係る指針の改定について

令和6年9月12日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 第二種指定電気通信設備制度においては、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うため、「スタックテスト」を行っている。
- 今般、「接続料の算定等に関する研究会」(座長:相田 仁 東京大学特命教授。以下「研究会」という。)において、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法等に関して議論が行われたところ、研究会の結論を踏まえて、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(以下「指針」という。)の改定案を作成した。



主な改定対象

- ・ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(令和4年11月策定)

○ 研究会第八次報告書 第5章 MNOとMVNOの間のイコールフットingの確保(モバイルスタックテスト) 5. 次回以降の検証の進め方 (2) 考え方

(前略) <ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)とのセット割引>

ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは、それ自身がMNOが指定設備を用いて提供するデータ伝送役務である一方で、少なくとも現時点ではMVNOから同等のサービスが提供されていない。また、同サービスとのセット割引について、現にMNO各社において、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様のセット割引が行われていること、一部のMNOにおいては一定の割合のユーザに当該セット割引が適用されていること等を踏まえれば、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当である。

その際には、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同じ按分方法を適用することが適当である。

なお、一部のMNOにおいては、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引も行われているところ、総務省においては、モバイルスタックテスト指針の見直しの検討に当たり、これらのセット割引との関係についても慎重に検討することが適当である。

(中略) <特定決済方法割引>

現にMNO各社において特定決済方法割引(dカードお支払割、au Payカードお支払い割、PayPayカード割)が行われていることや、今般の特定決済方法割引の原資や会計上の処理に係るMNO各社の説明を踏まえれば、特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当である。

その際には、割引の原資や会計上の処理に応じて、割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当である。

(中略) <次回以降の検証に向けた方針>

(前略) また、モバイルスタックテスト指針については、今回の検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、必要に応じて見直されることが適当であり、次回以降の検証に向けて、特に以下の点について、総務省において見直しを行うことが適当である。

- ・ ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること
- ・ 特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること

- 研究会における結論を踏まえ、①検証対象サービス等選定時及び②検証時においてワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引並びに特定決済方法割引の影響を考慮する点について指針の改定を行う。

①: 検証対象サービス等選定時における、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引並びに特定決済方法割引の影響の考慮

改定案

3. 検証の実施方法

(2) 検証対象

(略)

- ① 指定事業者が現に提供している(略)サービス等(略)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している(略)競合サービス等(略)の料金の月額相当額を下回る、又はこれと近接している²もの(略)

②・③ (略)

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

- 2 指定事業者が現に提供しているサービス等について、FTTHアクセスサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含み、また、電気通信役務に限る。以下「セット割引適用サービス」という。)とのセット割引 又は特定のクレジットカード等を用いた決済方法により利用者料金を支払うことを要件とする割引(以下「特定決済方法割引」という。)が存在する場合には、当該セット割引 及び特定決済方法割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもFTTHアクセスサービス(当該競合サービス等を提供する競争事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)セット割引適用サービスとのセット割引 又は特定決済方法割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引 及び特定決済方法割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

規定の趣旨

- ・ 現行の指針においては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「指定事業者」という。)の提供するモバイルに係るサービス等(以下「モバイルサービス等」という。)のうち、

① 競合サービス等(競争事業者が提供するモバイルサービス等をいう。以下同じ。)の料金を下回る、又はこれと近接していること

② 競争事業者側から具体的な課題に基づく要望があること

③ 研究会において検証を行う合理性が認められること

の3要件を満たしたものを検証対象としている。

- ・ 今般、①の要件の検討に当たり、FTTHアクセスサービスとのセット割引に加えて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス(以下「セット割引適用サービス」という。)とのセット割引及び特定決済方法割引を考慮する旨を脚注に追記。

具体的には、指定事業者が提供するモバイルサービス等について、セット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合は、当該モバイルサービス等の料金の当該セット割引及び特定決済方法割引を適用した料金と比較することを可能とする。

ただし、競合サービス等についても、セット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合は、当該競合サービス等の料金に当該セット割引及び特定決済方法割引を考慮した料金と比較することとする。

②: 検証時における、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引並びに特定決済方法割引の影響の考慮

改定案

3. 検証の実施方法

(3) 検証方法

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。←

ただし、特定決済方法割引を含み、また、(略)並びにFTTHアクセスサービスセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。→

・(略)

・FTTHアクセスサービス(検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。) セット割引適用サービスとのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額⁹。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

・検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービス セット割引適用サービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格¹⁰及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該FTTHアクセスサービス セット割引適用サービスに 按案分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。(略)

・検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービス セット割引適用サービスとのセット割引においては、現に当該検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

9 セット割引が適用されるFTTHアクセスサービス セット割引適用サービスにおいて、同種のサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

規定の趣旨

・検証における利用者料金に関する割引の取扱いについて、今般、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引も控除の対象とする。

・セット割引について 利用者料金の額から控除する金額は、「セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額」とし、具体的には、

✓ 検証対象サービス等を提供する 指定事業者により提供されるセット割引適用サービスとのセット割引の場合、以下のような合理的な方法により算出する。

検証対象サービス等 α とFTTHアクセスサービス あるサービス β とのセット割引の における α 1回線あたりの割引額の総額: D

α の独立販売価格: P_{α}

β の独立販売価格: P_{β} (同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出)

当該セット割引に紐付く α の回線数: N_{α}

当該セット割引に紐付く β の回線数: N_{β}

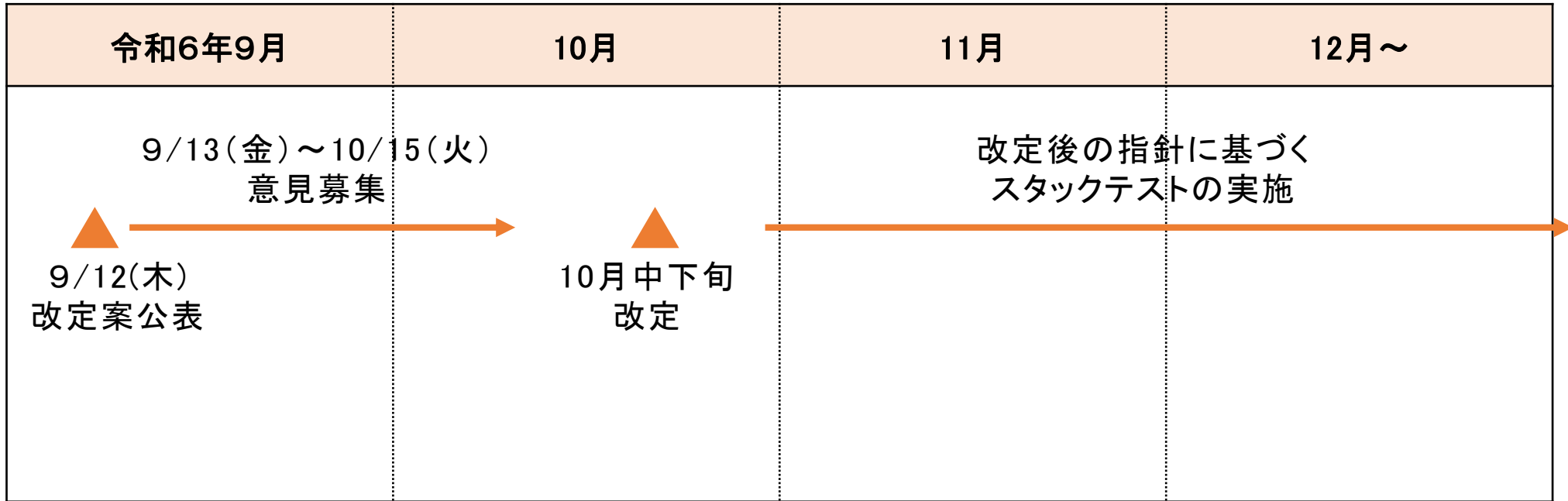
当該セット割引に紐付く α 1回線あたりにおける β の回線数の割合: r

$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} \times N_{\alpha} + P_{\beta} \times N_{\beta} r}$$

※明確化のために修正を行うものであり、現行の移動スタックテスト指針において例示されている式と結果は変わらない。

✓ 検証対象サービス等を提供する 指定事業者以外の電気通信事業者により提供されるセット割引適用サービスとのセット割引の場合は、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

・なお、セット割引が適用される セット割引適用サービスにおいて、同種のサービスが複数存在する場合には、検証対象サービス等に係る割引額を、各セット割引を受ける者の割合で 加重平均した金額とする。



(参考) 接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- ・ 第64回会合(令和5年11月28日(火)) 対象サービス等に関してMVNO等(テレコムサービス協会MVNO委員会、IJJ及びオプテージ)からヒアリング
- ・ 第65回会合(令和5年12月19日(火)) 対象サービス等に関してMNO3社(NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)からヒアリング
- ・ 第66回会合(令和6年2月1日(木)) 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について
- ・ 第83回会合(令和6年4月16日(火)) 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について
- ・ 第87回会合(令和6年6月25日(火)) 第八次報告書(案)について
- ・ 第88回会合(令和6年9月5日(木)) 第八次報告書(案)の意見公募の結果について